

カンボジア王国
商標の登録手続及び保護に関する省令
(証明商標規則)

商務省 No. 293 P.N.

2022年4月11日

目次

- 第1条 目的
- 第2条 目標
- 第3条 範囲
- 第4条 定義
- 第5条 適用規定
- 第6条 管轄当局
- 第7条 証明商標の所有権
- 第8条 登録出願
- 第9条 手数料
- 第10条 出願の審査
- 第11条 登録及び公報への掲載
- 第12条 登録により取得する権利
- 第13条 外国商標の登録
- 第14条 異議申立
- 第15条 有効期間
- 第16条 遵守の監視
- 第17条 変更
- 第18条 無効及び登録簿からの削除
- 第19条 上訴
- 第20条 施行

第1条 目的

本省令は、所有者の商品又はサービスが特定の性格若しくは品質を有していること又は特定の仕様若しくは基準を満たしていることを公衆及び消費者に知らせることを目的とした証明商標制度を実施することにより、消費者及び生産者を保護することを目的とする。

第2条 目標

本省令は、カンボジア王国における証明商標の登録、保護及び管理の手順を決定することを目標とする。

第3条 範囲

本省令は、第4条に規定された商標の定義及び関係規則に適合し、かつ、カンボジア王国の商標制度の下で登録及び保護されるすべての標識に適用される。

第4条 定義

「証明商標」とは、使用される商標に関連する商品又はサービスを特定し、かつ、当該商品又はサービスの原材料、出所、生産方法、品質、明確性その他の特徴に関して標章の登録所有者を特定する名称、記号若しくはロゴ又はこれらの標識の組合せをいう。

第5条 適用規定

本省令に別段の記載がない限り、標章、商号及び不正競争行為に関する法律のすべての関係規定及び関連規則は、証明商標にも適用される。

第6条 管轄当局

商務省知的財産局は、商務省により権限を与えられた商標の登録、保護及び管理についての権限及び責任を有する。

第7条 証明商標の所有権

1. 証明商標の出願人は、法人でなければならない、かつ、証明商標が登録される商品又はサービスを指定する能力を有していなければならない。
2. 出願人又は証明商標の所有者は、当該証明商標の登録に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスの生産、販売その他の事業において、当該証明商標を使用又は使用に関与してはならない。
3. 出願人又は証明商標の所有者は、登録済みの証明商標と同一又は類似の商品又はサービスについて、同一又は類似の商標又はサービスマークを登録することは認められない。
4. 標章、商号及び不正競争行為に関する法律に基づく出願人又は登録商標若しくはサービスマークの所有者は、商標又はサービスマークと同一又は類似の商品又はサービスについて、同一又は類似の証明商標を登録することは認められない。
5. 証明商標を何れかの者が使用する際は、当該証明商標の所有者の事前の許可を必要とする。

第8条 登録出願

証明商標の登録出願は、クメール語又は英語による出願様式に従って行い、かつ、標章、商号及び不正競争行為に関する法律第5条から第7条まで及び第9条に従って、次の書類を添付して、商務省知的財産局に提出しなければならない。

1. 出願人による、証明商標の登録対象である商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスを生産、販売又はサービスの提供に従事しない旨の宣誓供述書
2. 出願人が法人であることを証明する書類
3. 証明商標の使用に関する規約には、少なくとも次の情報を記載する。
 - a. 証明商標が表示すべき原材料、出所、商品又はサービスの生産方法、品質、明確性その他の特性に関する基準
 - b. 証明商標の所有者がこれらの基準を検証するために用いる方法及び手順
 - c. 証明商標の所有者が証明商標の使用の正確性及び前記の基準の継続的遵守を管理するために採用する仕組み
 - d. 証明商標が商品及びサービスに使用される方法及び手順
 - e. 証明商標の使用について証明商標の所有者に対して支払うべき手数料(ある場合)
 - f. 紛争解決手続
4. 適用される法律又は規則に規定された又は出願に記載したその他の必要書類
5. 外国の法人が登録出願する証明商標には、本国における当該標章の登録又は登録出願の証明を添付する。
6. 出願が標章の所有者を代理する代理人を通じて提出される場合は、正当性を記載した委任状

第9条 手数料

証明商標登録のための手数料は、関係する法律又は規則に従って経済財務省と商務省との間の共同宣言により決定される。証明商標登録のための手数料が決定されていない場合は、有効な商標登録のための手数料に関する両省間の共同宣言が適用される。

第10条 出願の審査

1. 出願人が出願を提出し、かつ、登録手数料を納付した場合、知的財産局は以下を審査する。
 - a. 標章が、本省令の第4条及び第7条に従って証明商標として保護される資格を有していること
 - b. 出願が、関係規則を含む本省令の第8条に規定された要件を満たしていること、及び
 - c. 証明商標が、標章、商号及び不正競争行為に関する法律第4条及び地理的表示法の第10条に基づいて登録することができないものでないこと
2. 原産地を示す用語が証明商標として又は証明商標の一部として、当該商品又はサービスが、実際に当該用語が示す地理的地域に由来するものであることを示すために使用されている場合には、登録官は、当該証明商標が地理的記述標章であることのみを理由として、標章、商号及び不正競争行為に関する法律第4条の規定に従って当該証明商標の登録を拒絶してはならない。原産地を示す用語が当該商品又はサービスの原産地を示す目的で使用されていない場合には、登録官は、当該用語が証明商標として又は証明商標の一部として使用されてい

るときであっても、標章、商号及び不正競争行為に関する法律第4条の規定に従って当該標章の登録を拒絶する。

3. 出願が本省令の第8条に定める要件を満たしていない場合には、登録出願人は、登録官が書面による通知を発した日から6月以内に出願を補正することができる。出願人がその期間内に出願を補正しない場合には、登録官は、当該証明商標の登録を拒絶する権限を有する。

4. 登録官は、出願の内容を審査するに当たり、出願人又は関係者に対し、説明若しくは追加の証拠を提供するよう要請し又は決定を行うために関連する分野の専門家に助言を求めることができる。

5. 登録官は、必要な場合には、登録出願の内容の審査及び証明商標の管理のための追加的な指針を定めることができる。

第11条 登録及び公報への掲載

1. 商務省は、出願が本省令の第5条及び第10条に規定された要件を満たす場合には、証明商標を登録簿に登録し、また、出願人に登録証を発行する。

2. 商務省は、標章、商号及び不正競争行為に関する法律第10条の規定に従って、証明商標を当該標章の使用に関する規約とともに商務省公報に公告する。

3. すべての訂正、変更、所有権の移転その他の変更についても公告する。

第12条 登録により取得する権利

証明商標の登録により取得する権利は、次に掲げるものとする。

1. 証明商標の所有者は、証明商標の使用に関する規約に定める基準に従って、商品を生産し若しくは販売し又はサービスを提供するために登録された証明商標を使用することを第三者に対して許可する排他的権利を有する。この許可は、当該第三者が当該使用に関する規約に定めるすべての要件を満たすことができる場合には、拒否されない。

2. 証明商標の使用の許可が規約に定めるすべての要件を満たしていない場合には、証明商標の所有者は、証明商標の使用の許可を取り消すことができるものとし及び/又は使用に関する規約に定める措置をとることができる。

3. 商標の所有者は、侵害を防止し又は抑止するため、侵害者に対して必要な法的措置をとることができ、また、標章、商号及び不正競争行為に関する法律第24条から第47条まで及び第62条から第69条までに規定する損害賠償、暫定措置及び差止命令を含むすべての関係する救済措置を求めることができる。

4. 商標の所有者は、証明商標の登録に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて、当該証明商標と同一又は類似の証明商標又は商標の使用を防止する権利を有する。

5. 証明商標の所有者の排他的権利は、第三者に対し、その意思に反して証明を取得することを強制することを条件としてはならない。

6. 証明商標の登録により取得された権利は、その全部又は一部を移転してはならない。ただし、証明商標の所有者から権利を取得した法人であって、第7条に定める要件に従い、かつ、当該権利移転に関して商務省の承認を受ける場合は、この限りでない。

第13条 外国商標の登録

1. 外国商標は、本省令に定める要件を満たし、かつ、本国の規則に従って既に法的に登録されている場合には、カンボジア王国において登録することができる。
2. 本国において保護されていない、保護されなくなった又は使用されなくなった外国商標は、カンボジア王国において登録することは許可されず又は登録簿から削除される。
3. 外国商標は、カンボジア王国においては、標章、商号及び不正競争行為に関する法律第58条及び第59条並びに関連規則に定める代理人を通じてのみ登録出願をすることができる。

第14条 異議申立

標章、商号及び不正競争行為に関する法律第10条に従って、利害関係人は、登録公告の日から90日以内に、本省令又は標章、商号及び不正競争行為に関する法律に定める要件の1つ以上が満たされていないことを理由として、証明商標の登録に対して商務省に異議申立を行うことができる。

第15条 有効期間

1. 標章、商号及び不正競争行為に関する法律第12条に定める商標の有効期間及び更新登録に関する規定は、証明商標についても適用する。
2. 証明商標が保護されなくなった場合には、当該証明商標は、商標、商号及び不正競争行為に関する法律及び関連規則に基づく商標としての登録を出願することができない。当該証明商標は、保護の満了の日から10年の期間が満了するまでは、何人も使用してはならない。ただし、商務省が、本省令第8条の要件を満たしていることの証拠を提供する他の法人による証明商標の使用を認める場合は、この限りでない。

第16条 遵守の監視

1. 証明商標の保有者は、本省令第8条(3)(b)に規定する証明基準に適合することを確保するための検証の仕組みを設け、かつ、商務省知的財産局に対し、証明のための措置に従って証明された生産者の一覧を含む年次報告書を提出しなげなければならない。当該報告及び関連書類は、クメール語によるものとする。当該書類がクメール語によるものでない場合には、当該書類には、真正である旨の記述を付したクメール語による翻訳文を添付する。
2. 証明商標の所有者が年次報告書を提出しない場合及び証明基準に適合していないことが判明した場合、商務省は、証明商標の所有者に通知し、通知の発行日から90日以内に不履行を解決するよう要求する。

証明商標の所有者から明確な理由を付した請求があったときは、商務省は、90日を超えない期間を延長することができ、それでもこの要件が満たされない場合は、当該証明商標は登録簿から削除される。

第17条 変更

1. 登録後、商務省の許可を得て、証明商標の所有者は、次の方法及び/又は手順を変更することができる。
 - a. 商品又はサービスの特性、基準又はその他の特徴を証明する方法
 - b. 取引における証明商標の使用を監督する方法

2. 商務省は、証明商標の所有者が変更を要請した場合において、当該変更が当該証明商標の原主旨及び基準に重大な影響を及ぼさないときは、当該変更に同意する。
3. 上記の変更は、変更が技術的及び科学的発展の要素に関連する証明商標の原主旨及びプロジェクトに重大な影響を与えない場合にのみ可能である。

第 18 条 無効及び登録簿からの削除

1. 証明商標の登録の無効は、次の理由に基づくものとする。
 - a. 証明商標が本省令に定められた要件の何れかを満たしていない場合
 - b. 登録された証明商標の所有者が、本省令の第 4 条及び第 7 条に規定する証明商標の登録を出願する法的権原を有していない場合
2. 証明商標の登録簿からの削除は、次の理由に基づいて行う。
 - a. 証明商標の所有者が、商品又はサービスを証明する権原を失った場合
 - b. 証明商標の所有者が、本省令の第 15 条に規定された期限を遵守しなかった場合
 - c. 証明商標所有者が、商品又はサービスに自身の証明商標を使用し始めた場合
 - d. 証明商標の使用が公衆に混乱を招く場合
 - e. 証明商標の所有者が、証明商標の使用に関する規約を遵守していない場合
 - f. 上記の規定が公序良俗に反する結果となるような修正があった場合
 - g. 本省令の第 13 条に従って登録された外国の証明商標が、本国において、保護されなくなった又は使用されていない場合
3. 証明商標の登録の無効及び取消しの効果については、地理的表示法第 30 条により規制される。

第 19 条 上訴

1. 関係者は、標章、商号及び不正競争行為に関する法律第 62 条に規定する商務省の決定の発行日から 3 月以内に、審判部又は管轄裁判所に上訴をする権利を有する。
2. 審判部の決定に対しては、当該決定が行われた日から 3 月以内に管轄裁判所に上訴することができる。

第 20 条 施行

商務省の助言に基づいて、官房長、総局長、事務総長、各局長及び各部局長は、署名の日から本省令を効果的に施行する責任を負う。